

銚田市地域クラブ設置要綱

第1章 総則

(設置)

第1条 学校部活動の地域展開に伴い、生徒が安心してスポーツ・文化活動に取り組める環境づくりを推進するため、銚田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が運営する銚田市地域クラブ（以下、クラブと称する）を設置する。

(目的)

第2条 クラブは、銚田市の子どもたちが将来にわたり、継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保及び持続可能で多様な地域スポーツ・文化芸術活動の環境を整えることを目的とする。

第2章 組織

(職務)

第3条 教育長は、クラブを代表し、その業務を統括する。

2 教育長に事故あるとき又は教育長が欠けたときは、教育長職務代理者がその職を代行する。

3 銚田市教育委員会教育部長（以下「部長」という。）は、教育長を補佐する。

(事務局)

第4条 クラブには、事務を処理するための事務局を教育委員会生涯学習課に置く。

2 事務局は、この規約の定めに基づき、次の業務を執行する。

- (1) クラブの指導者の登録
- (2) クラブ指導者に対する研修の実施
- (3) クラブに係る運営管理（実施場所の選定、会費の徴収、指導者謝金の支払い等）
- (4) クラブの実施状況管理と必要に応じた調査と指導
- (5) その他、クラブ運営に必要な業務

(委託)

第5条 教育委員会は、クラブの運営に係る業務の全部又は一部を外部に委託することができる。

第3章 指導者

(指導者の責務)

第6条 クラブの指導者は、常に自己研鑽に努め、適切な指導を行わなければならない。また、競技力向上だけでなく、他校や異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒とコーチ等との

好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感、責任感、連帯感の養成に資するなど、豊かな人間性の育成にも寄与しなければならない。

(指導者に関する事項)

第7条 クラブの指導者に関する事項については、教育長が別に定める。

(遵守事項)

第8条 クラブに所属する者(以下、クラブ員という)、指導者、その他クラブ関係者は、本規約のほか、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 第2条の目的達成を妨げる行為及び公序良俗に反する行為を行ってはならない。
- (2) 反社会的勢力に属する者との取引や交際等をしてはならない。
- (3) いかなるものであれ、人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする個人、集団に対する差別を行ってはならない。
- (4) 宗教又は政治活動を行ってはならない。
- (5) 営利・売名等を目的とした活動を行ってはならない。

第4章 クラブ員の入会、退会及び種目変更

(入会)

第9条 クラブに入会できる者は、以下の生徒で保護者の同意を得た者とする。

- (1) 市内に住所を有し、中学校等に在籍する生徒
- (2) 市外に住所を有し、銚田市内の中学校に在籍する生徒

2 クラブに入会を希望する者は、書面等により銚田市地域クラブ入会届(様式第1号)を教育長に提出しなければならない。

(退会)

第10条 前条第2項の規定により入会したクラブ員が、クラブを退会しようとするときは、書面等により銚田市地域クラブ退会届(様式第2号)を教育長に提出しなければならない。

2 事務局は、クラブ員が本規約、関係法令及び関係例規等に違反するとき、または、その他教育長が不相当と認めたときは、教育長の承認のもと当該クラブ員を退会させることができる。

(種目変更)

第11条 第9条第2項により入会したクラブ員が種目を変更しようとするときは、書面等により銚田市地域クラブ種目変更届(様式第3号)を教育長に提出しなければならない。

第5章 保護者

(運営の協力)

第12条 クラブ員の保護者は、クラブの目的を理解し、クラブの発展とクラブ員の健全な育成に協力しなければならない。

第6章 事故の責任

(事故等の責任)

第13条 クラブ及びクラブ員は、クラブ活動中において施設、設備を破損若しくは亡失したときは、当該クラブが弁償の責を負うものとする。

2 クラブ及びクラブ員は、クラブ活動中において故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

3 クラブ活動中に起きた事故等に関しては、学校は一切の責を負わないものとする。

(保険への加入)

第14条 クラブのクラブ員に係る保険は、事務局が一括して加入する。

2 クラブ活動中の傷害については、保険の対象範囲で対応するものとする。

第7章 個人情報の管理

(個人情報)

第15条 教育長は、クラブ活動における個人情報を、適切に管理し、クラブの円滑な運営を目的としたものに使用することができる。

2 教育長は、以下に示す場合を除き、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に開示又は提供をすることはできない。また、開示又は提供を行う場合は、個人情報の不適切な流出防止をはじめとする保護のための措置が、開示又は提供先において確保されるよう努める。

- (1) 業務委託先、指導者等に運営上必要な範囲で開示・提供する場合
- (2) 法令等により開示・提供が求められた場合

3 クラブの指導者、クラブ員、保護者、その他クラブ関係者は、クラブの活動において知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせるなど、目的外に使用することの無いよう徹底しなければならない。また、個人情報の取扱いについても、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律57号)及び関係法令等を遵守し、適切に保護しなければならない。

第8章 その他

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、クラブの管理運営に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この告示は、告示日から施行する。

銚田市地域クラブ入会届

銚田市教育委員会教育長 様

保護者名 _____

以下のとおり，入会を申し込みます。

| | | | | | | | |
|--------------|-----|----|--|------|-------|------|--|
| 種目名 | | | | | | | |
| フリガナ | | | | 性別 | 男 ・ 女 | | |
| 氏名 | | | | 生年月日 | 年 月 日 | | |
| 学校名 | | | | 学年 | 年生 | | |
| 住所 | 〒 - | | | | | | |
| 連絡先 | ① | 氏名 | | 続柄 | | 電話番号 | |
| | ② | 氏名 | | | | | |
| 平日の 学校部活動 | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |

受理日 年 月 日

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

銚田市地域クラブ退会届

銚田市教育委員会教育長 様

保護者名 _____

以下のとおり、退会します。

| | | | |
|-------|-----|------|-------|
| 種目名 | | | |
| フリガナ | | 性別 | 男 ・ 女 |
| 氏名 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 学校名 | | 学年 | 年生 |
| 住所 | 〒 - | | |
| 退会の理由 | | | |
| 備考 | | | |

受理日 年 月 日

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

銚田市地域クラブ種目変更届

銚田市教育委員会教育長 様

保護者名 _____

以下のとおり、種目変更します。

| | | | |
|-------------|-----|------|-------|
| 変更前の 種目名 | | | |
| 活動終了月 | 年 | 月 | |
| 変更後の 種目名 | | | |
| 活動開始月 | 年 | 月 | |
| フリガナ | | 性別 | 男 ・ 女 |
| 氏名 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 学校名 | | 学年 | 年生 |
| 住所 | 〒 - | | |
| 変更の理由 | | | |
| 備考 | | | |

受理日 _____ 年 月 日